

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期  
監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年6月1日

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 後 藤 清 喜

(別紙)

## 第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

## 第2 監査の概要

### (1) 監査執行期日及び対象施設等

#### ア 監査委員監査

執行期日	対象施設	説明者等	立会者
平成30年 5月14日	名足小学校	校長・教頭・事務職員	教育総務課長・総務管理係職員
	伊里前小学校	校長・教頭・事務職員	教育総務課長・総務管理係職員
	歌津中学校	校長・事務職員	教育総務課長・総務管理係職員
平成30年 5月18日	伊里前保育所	所長・主任保育士	保健福祉課子育て支援係係長・同係職員
	名足こども園	園長・主任保育士	保健福祉課子育て支援係係長・同係職員

### (2) 監査の対象とした事項

ア 学校及び保育所、こども園における施設管理、備品管理の状況

### (3) 監査の実施方法

#### ア 実施手続

##### ① 監査委員監査

- a 学校長、保育所長（園長）等から施設経営状況について、聴取した。
- b 所管課職員から施設整備状況について、聴取した。
- c 学校、保育所（園）の施設管理、備品管理の状況等について、施設内を巡回し確認した。

### (4) 監査の着眼点

ア 施設管理、備品管理は、適正に行われているか。

### 第3 監査の結果

#### (1) 施設管理、備品管理の状況について

対象とした学校、保育所、こども園における施設管理及び備品管理については、適正になされているものと認められた。

### 第4 結び

今回の監査においては、各対象施設における施設管理、備品管理の状況等の確認を主眼として実施したものである。

全般的には、監査の結果に記載のとおり、施設、備品の管理について、適正になされているものと認められた。

今後も、安全性を考慮した施設、備品等の適正な維持管理に、一層意を用いられることを望み、結びとする。